

審 査 基 準

平成12年 4 月 27日 作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第28条第5項
処 分 の 概 要：質契約の終了行為を行う場合の承認
原権者（委任先）：長崎県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第4条第2項、第3項（営業内容の変更）、第9条（許可証の返納）、 第28条第1項、第2項、第3項（質置主の保護）、質屋営業法施行規則第1条（申請 及び届出の一般的手続）、第6条（廃業の届出）、第10条（死亡の届出）、第14条の 2（許可証の返納）
審 査 基 準： 質契約を終了させるために必要な行為を行う場所が、質置主の保護の観点から不適 当でないと認められる場合であるときに承認する。
標 準 処 理 期 間：25日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全 課
問 い 合 わ せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係 （電話095-820-0110、内線3186）又は申請先の警察署の生活安全課 若しくは刑事生活安全課
備 考：